

第32回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年2月21日 13:30～14:30
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 議会議場
3. 出席委員
- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 野村 照明委員 | 3番 金子 靖委員 | 4番 清水 幸治委員 |
| 5番 廣瀬女公美委員 | 6番 二谷 幸裕委員 | 7番 大畑 礼子委員 |
| 8番 浅野 徳昭委員 | 9番 細川 裕委員 | 10番 菅原 雄一委員 |
| 11番 佐藤 裕司委員 | 12番 山崎 隆史委員 | 14番 中川 浩幸委員 |
| 15番 瀬戸 賢成委員 | 16番 稲場 洋二委員 | 17番 松下 裕幸委員 |
| 19番 福西 範委員 | 20番 野澤 勲委員 | 21番 志賀 忠浩委員 |
- (以上 18名)
4. 欠席議員 13番 成田 俊英委員 18番 佐藤 泰正委員
4. 参 与 者 農業委員会事務局
- | | | |
|----------------|----------|----------|
| 事務局長 塩田 省吾 | 次長 高山 直樹 | 主査 清水 秀人 |
| 会計年度任用職員 藤本 恵美 | 杉野 恵 | |
- (以上 5名)
- 会議録署名委員の指名
- | |
|------------|
| 8番 浅野 徳昭委員 |
| 9番 細川 裕委員 |
5. 議事日程
- 会期決定について 令和6年 2月 21日 (1日)
- 議案第146号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定と要請について
- 議案第147号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。
只今より第32回釧路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は18名です。
議事録署名人に8番、浅野徳昭委員、9番、細川裕委員を指名しますので、よろしく
お願い致します。
なお、会期は本日2月21日の1日と致します。
それでは、本総会に会務概要として報告すべき案件はありませんので、早速議案の
審議に入ります。
議案第146号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用
地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」について審議致します。
事務局より説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の3ページでございます、議案第146号「農地中間管理事業の
推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要
請」について説明致します。
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定により農地中間管理機構は、
農地中間管理権や賃借権等の設定もしくは移転を行うときには農用地利用集積等促進
計画を定めること、農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るた
め計画の案を示して、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機
構に要請することになっております。
今回は、阿寒地区で1件の計画がございます。
議案書4ページの表の1番ですが、資料は5ページと6ページでございます。
公益財団法人北海道農業公社が中間管理権を有する、
他6筆、合計 ㎡の農用地について、 に年間
円で賃貸借を行うものです。
以上、1件の「農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」について、ご審議
を頂きたく、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明のありました議案第146号「農地中間管理事業の推進に関する法律
第18条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」について審議
致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第146号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用
地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」について、原案に賛成の委員は挙手をお
願い致します。

（全員挙手）

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第146号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第147号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

議案書7ページでございます、議案第147号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」についてご説明致します。

農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また、農業委員会は、この報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。

今回1件の報告がございました。

議案書8ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、XXXXXXXXXXで、令和5年9月決算の報告となります。

本件は報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。

以上、1件の「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第147号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第147号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございますか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和6年 2月 21日

議長 野村照明

署名委員 浅野徳昭

署名委員 糸田川裕